

附 属 機 関 会 議 録

名 称	令和2年度第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会	
担 当 部 課	生活文化政策部人権・男女共同参画担当課	
開 催 日 時	令和2年11月16日（月）	
開 催 場 所	保健医療福祉総合プラザ研修室B	
出席者	委 員	12名（詳細は別紙「出席一覧」のとおり）
	事務局	6名（詳細は別紙「出席一覧」のとおり）
会 議 公 開 の 可 否	公 開	
傍 聴 人	2人	
非公開・一部非公開の場合はその理由		
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）【諮問事項】</p> <p>「（仮称）世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」の策定にあたっての考え方について（諮問文手交）</p> <p>（2）【報告事項】</p> <p>コロナ禍における男女共同参画と多文化共生に関する状況について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>	
会 議 結 果	会議次第のとおり、協議、報告を行った。詳細は別紙「記録」のとおり。	
そ の 他		

「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」出席者一覧

敬称略（50音順）

氏名	所属名	会長等	出席
池田 ひかり	明治学院大学ハラスメント相談支援センターコーディネーター		
上杉 崇子	弁護士		
江原 由美子	横浜国立大学都市イノベーション研究院 教授	審議会会長	
加藤 秀一	明治学院大学社会学部 教授		
ゴロウイナ・クセーニヤ	イクリスせたがや 副代表		×
小島 和子	世田谷区人権擁護委員		
蔡 和美	公募委員		
斎藤 利治	NPO法人アジアの新しい風 理事		
霜崎 敏一	東京商工会議所世田谷支部 事務局長		
田村 太郎	(一財)ダイバーシティ研究所 代表理事		
藤井 美香	(公財)横浜市国際交流協会 多文化共生推進課シニアコーディネーター		
藤原 由佳	公募委員		
薬師 実芳	認定NPO法人Rebit 代表理事		×
矢島 嗣久	世田谷区町会総連合会 副会長		×
山脇 啓造	明治大学国際日本学部 教授	審議会副会長	

事務局

氏名	所属	出席
松本 公平	世田谷区生活文化政策部長	
小野 恭子	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課長	
松田 京子	世田谷区生活文化政策部国際課長	
泉 圭子	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当係長	
平田 根久	世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課人権・男女共同参画担当係長	
小林 司	世田谷区生活文化政策部国際課国際担当係長	

令和 2 年 11 月 16 日

第 2 回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会

午後6時3分開会

人権・男女共同参画担当課長 定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、生活文化政策部長より御挨拶を申し上げます。

生活文化政策部長 皆様、こんばんは。生活文化政策部長の松本でございます。本日は区長も出席をしておりますが、後ほど諮問をさせていただく際に、区長からは御挨拶を頂戴いたします。先立ちまして、私のほうから一言御挨拶申し上げたいと思います。

本日は、今年度第2回目の審議会となります。6月の第1回の審議会では、男女共同参画のほうでは区内企業の実態調査について御意見を頂戴しております。また、多文化共生のほうでは、三軒茶屋に開設いたしました国際交流センターについて御説明などをさせていただいたところでございます。

この間、区のほうでは、9月から10月にかけて第3回区議会定例会、それから決算特別委員会が開催されまして、男女共同参画のほうではDV被害者の支援ですとか、あるいは御相談が増えてきているといったことについての御質問、また多文化共生では国際交流センターをもっと知ってもらいたいといった御指摘を頂戴しております。

本日の審議会でございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、区長から第二次男女共同参画プラン調整計画の策定につきまして諮問をさせていただき予定でございます。また、コロナ禍での男女共同参画、あるいは多文化共生に関する状況などについても御報告として御説明をさせていただきたいと考えております。今日は2部構成になっております。前半は審議会という形を取らせていただきまして、後半は男女共同参画推進部会として開催させていただきたいと存じます。

なお、本日こちらの会場ですけれども、早くお見えになった方は施設を御覧いただけかと思いますが、今年4月に世田谷区の保健医療福祉の拠点として開設した、通称うめとぴあという施設でございまして、都立梅ヶ丘病院の跡地に整備いたしました。区立保健センター、それから認知症の方の在宅生活のサポートセンター、あるいは福祉人材の育成・研修センター、こういった機能も入った複合施設になっておりますので、今後ともぜひ御利用いただく機会があれば御遠慮なく御活用いただければと思います。

本日も委員の皆様からは忌憚のない御意見、それから御指摘等を頂戴してまいりたいと思いますので、限られた時間かと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

人権・男女共同参画担当課長 ありがとうございます。

次に、本日の審議会について確認と御案内をさせていただきます。3点ほどお知らせがございます。まず、この審議会は傍聴を認めておりまして、公開で行っております。また、議事については、議事録や当日の資料などを区のホームページで公開をいたします。そのために、速記者が入り録音もいたしております。以上について御了承くださいますようお願いいたします。

また、今日はオンラインと対面と併用して開催しております。オンラインで御出席の方は、発言する際は、手をカメラから見えるように挙げていただき、会長から御指名があった際に御発言をしてください。そのほか、メールでも御案内しておりますが、進行中トラブル等がございましたら、事務局までメールでお尋ねください。

本審議会ですが、過半数の出席で成立いたします。今日は、全委員15名中、今13名が出席ですので、成立しております。また、今日は傍聴者の方が2名いらっしゃっています。

では次に、事前にお送りいたしております資料の確認をさせていただきます。まず1枚目が次第です。次に、資料1-1、(仮称)「世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」の策定にあたっての考え方について(諮問)の写しでございます。次に、資料1-2、(仮称)「世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」の策定について。資料2、コロナ禍における男女共同参画と多文化共生に関する状況についてでございます。そのほか「STOP! コロナ差別」、国際メッセのチラシ、最後に、「区のおしらせ」11月15日号をつけさせていただいております。もし足りないようであれば、オンラインの方はメールでお知らせいただければと思います。

また今日は、実はこの調整計画の策定の支援業務を担当しております株式会社生活構造研究所も同席させていただいております。

それでは、次第2の議事に移ります。ここからは江原会長に進行をお願いいたします。

会長 皆さん、お集りいただきましてありがとうございます。今日は、オンラインとリアルと2つなので、うまくいくかどうか大変心配しております。どうか皆さん、分かりやすく手を挙げたり、はっきり意思表示をしていただいて、支障なくやれたらいいと思っておりますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは始めさせていただきます。次第の2議事に移らせていただきます。

(1)が諮問事項となっております。当審議会は、条例第10条第2項に、区長の諮問に応じ、(1)行動計画に関する事、(2)そのほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し、区長が必要と認める事項を調査、審議すると規定されております。この規定に基づ

き、区長から諮問事項を提示していただきます。

区長、よろしくお願いいたします。

区長 それでは諮問させていただきます。

世田谷区男女共同参画多文化共生推進審議会会長、江原由美子様。世田谷区長、保坂展人。

(仮称)「世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」の策定にあたっての考え方について(諮問)。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例第9条に基づきまして、下記の事項を諮問します。

1 (仮称)「世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」の策定にあたっての考え方について。

(諮問理由)

世田谷区は、平成30年4月1日、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、同条例9条に基づく行動計画である「世田谷区第二次男女共同参画プラン」(平成29年度～平成38年度)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めています。

この間、国は働き方改革の実現に向けた事業者への取組みを進めてきました。また、同性パートナーシップ制度を導入する自治体が年々増加するなど、性的マイノリティへの理解と支援が少しずつ進んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活様式や働き方が変化し、それに伴い配偶者等からの暴力が増加するなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変わってきています。

こうした計画策定以降の社会情勢の変化や各種法の改正などに対応するため、令和4年度からの後期5か年の計画として、(仮称)「世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」を策定することといたしました。

条例が目指している、全ての人が多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳をもって生きることのできる社会の実現にあたり、(仮称)「世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」の策定にあたっての考え方について諮問します。

長くなりましたが、以上です。

〔諮問文を会長に手渡す〕

区長 改めまして、皆様、こんばんは。ただいま会長に世田谷区第二次男女共同参画プ

ラン調整計画の策定に当たっての考え方について、これは何回も言いましたけれども諮問をさせていただきます。諮問理由で結構長く述べているように、この間、条例制定の効果、成果と申しましょうか、こういったことは非常に大きかったというふうに感じております。くしくも、本日、新聞を購読されている全世帯に広報紙「せたがや」、Zoomの方は見えますか。「誰もが暮らしやすい多文化共生社会をめざして」ということで、所管部が本日に苦労して間に合わせたわけではなく、こういったことで重要なテーマを取り入れていこうということでございます。

こうして区として広報していくということ、さらには、11月と申しますと、渋谷区と一緒に性的マイノリティの皆さんに同性カップルの宣誓書制度というのをつくったのがちょうど5年前でございます。現在、数えますと64自治体に広がりまして、人口にして3800万人、大変多くの自治体がこれを取り入れていて、日本の人口の3分の1に相当するということなので、小さな波紋は非常に大きな広がりになったと考えてございます。

現在、コロナ禍ということで、特に外国人の実習生の皆さんが帰れないし、また仕事を打ち切られてしまうということで、報道等でもかなり追い詰められた状況にあるということも伝えられています。多文化共生のほうで、世田谷区では国際交流を窓口にするクロッシングせたがやという名前の、玉電の改札に向かいまして左手がキャロットタワーというパブリックシアターとかがある大きなビルですが、右側に、八角堂といって小さな建物がございまして、下ががらんどろになっているのですが、その上にセンターがオープンしました。4月1日にオープンしたのですが、その後、緊急事態宣言になりまして、本当に人があまり動けない。しかしながら、ここはスタートをして、世田谷区の国際交流、多文化共生の拠点としてこれから役割を果たしてもらいたいと思っているところでございます。

久しぶりに審議会に参りましたので、今日は傍聴させていただけたらと思います。Zoomで御覧になっている皆さんもお久しぶりです。また、よろしく申し上げます。

会長 ただいま区長から諮問をお受けいたしました。皆様と一緒にしっかりと検討していきたいと思っております。

それでは最初に、計画策定について事務局から補足説明はありますでしょうか。ありましたら、お願いいたします。

人権・男女共同参画担当課長 少し補足をさせていただきます。事務局から説明させていただきます。

事務局 事務局から説明いたします。審議会資料1 - 2を御覧ください。「(仮称)世田谷区第二次男女共同参画プラン調整計画」の策定についてです。6月2日の書面開催でお伝えしたものを少し充実させて今回お示ししています。

1の主旨については変更がございません。先ほど諮問文でもお示しさせていただいております。

2の策定方針は、6月の段階から少し追記をしております。全部で8項目お示しておりますが、このうち(5)性暴力・性犯罪被害への対応等について検討する。それから、(7)プラン策定以降の状況を踏まえ、より効果的な数値目標の再設定を検討する。(8)コロナ禍における新しい生活様式や働き方への対応を盛り込む、こちらを追記しています。

3の検討体制については、1ページ目の文言については変更がございません。裏面をお開きください。調整計画の検討体制でございます。今回、図の左と右を入れ替えてお示ししています。

4調整計画の策定スケジュール、こちらで全体をお示ししております。令和3年9月にパブリックコメントの実施と書かれています。6月の段階では、ここでシンポジウムの実施を検討しておりましたが、よりきめ細かく機会を設けて伺っていく予定にしています。詳細は、男女共同参画部会にて御説明をいたします。

次のページを御覧ください。5審議会及び部会のスケジュールの詳細、現時点での予定でございます。このページは本日初めてお示ししています。本日の審議会、そして部会を含めまして、計画の策定までに審議会は4回、男女共同参画部会は6回、開催をする予定でございます。

本日、11月16日が、審議会と部会同時開催です。審議会にて御説明後、男女共同参画部会において、スケジュールや進め方をさらに詳しく御説明の後、計画の検討にあたって課題の整理等をさせていただき予定です。その後は、1月、5月と男女の部会を開催し、検討を進めます。審議会の皆様に次にこの計画のことでお集まりいただくのは、来年の6月を予定しております。ここで、それまでの部会における検討状況を報告し、御意見を頂戴します。審議会の後、7月にもう一度、男女部会で検討した後、左側の全体スケジュールにございますが、9月に区民の皆様に計画素案を公表し、パブリックコメントを実施いたします。意見募集を実施いたします。10月には終了し、その後、男女部会にて状況報告、計画案の検討、答申内容の検討などを実施予定としております。

審議会の皆様には、もう一度、11月にお集まりいただく予定です。11月の審議会ではパ

ブリックコメントの状況などを御報告するとともに、男女部会で検討した計画案について御意見をいただき、そしてこの日に、本日の諮問に対します答申を、今度は会長から世田谷区長宛てに行っていただく予定でございます。審議会及び部会の検討はここまでとなります。

区はこの後、計画案を決定し、令和4年2月に計画案とともに、パブリックコメントでいただいた区民の皆様からの意見とそれに対する区の考え方を公表いたします。これらの公表と併せまして男女部会を開催し、それぞれについて報告をさせていただきます予定で

最後、審議会は令和4年3月に開催の予定です。男女部会での検討状況と併せまして、計画案を報告させていただきます。区は、3月末に調整計画を策定いたします。

ここでは、主に審議会の皆様に向けてスケジュールを御説明させていただきました。審議会の後開催をいたします男女共同参画部会では、策定にあたっての論点について協議をさせていただくとともに、男女部会での進め方を報告させていただきます。

事務局からの報告は以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。調整計画の策定についての補足プランを御説明いただきました。特に調整計画策定スケジュールについて、かなり具体的に回数などをお示しいただきました。

ここまでのところで御質問とか御意見とかはございますでしょうか。ありましたら、お手を挙げていただければと思います。何かございますか。スケジュールないし調整計画についての補足説明ですが、よろしいですか。よろしければ移させていただきます。

それでは、次の議事に移させていただきます。議事の(2)報告事項でございます。コロナ禍における男女共同参画と多文化共生に関する状況について、事務局からの御報告をお願いいたします。

人権・男女共同参画担当課長 では、コロナ禍におけます男女共同参画と多文化共生に関する状況につきまして、両課からそれぞれ説明をいたしますので、資料2を御覧ください。

では、事務局から説明をさせていただきます。

事務局 初めに、男女共同参画分野について御報告をいたします。

まず、DVに関する相談件数についてです。各総合支所子ども家庭支援センターにおけるDVについての御相談の件数が下の表にございますが、3月から6月にかけて前年を大きく上回り、その後の相談数は例年に近い数字に落ち着いています。これは、外出自粛要

請などにより家族が家にいる時間が増えたことや、1人10万円の特別定額給付金に関する相談が影響していると考えています。なお、年末に向けては、例年相談数が増える傾向がございます。

表の下には、子ども家庭支援センターへの相談例（抜粋）を記載いたしました。後ほど御覧ください。

次のページに移ります。世田谷区DV相談専用ダイヤルへの入電件数です。平成30年12月の開設でございますが、開設以降、積極的な周知を行ってきたことと併せ、やはり国の特別定額給付金の問合せを含めた相談もでございます。昨年同時期と比較をいたしますと、ほぼ倍の件数のお電話をいただいています。

続きまして、男女共同参画センターらぶらす「女性のための悩みごと・DV相談」についてです。この相談については、5月より相談時間をそれまでの週18時間から週30時間に拡大いたしました。相談の件数を表にまとめてございますが、7月以降大きく増加をしております。また、7月よりメールによる相談受付を開始し、これまでに合計12件の相談申込みを受けています。相談を「DV」と「悩みごと」に分けていたものを、一体として運営を始めてから1年7か月がたちました。その状況の中での相談内容ですが、やはり配偶者、パートナーの間の暴力が最も多く、全体の半分程度を占めております。以下、不安、いらいら、身体症状、親からの暴力、対等でない関係、離婚別居と続いています。

次のページにお進みください。特別定額給付金への対応についてです。定額給付金は原則として住民票の所在地にて申請いただくものでございましたが、配偶者や親族からの暴力などを理由に避難をしている方は、申出により居住地での申請が可能となっております。区は様々な手段で居住地での申請についての広報、周知を行い、各総合支所の子ども家庭支援センターで御相談や手続をお受けいたしました。この給付金についての御連絡が4月の下旬以降大きく増えまして、その御相談をきっかけに、DVの被害についての御相談や支援につながった方もおられます。お問合せや、ケース対応の始まった件数については表に記載のとおりです。

(3)、いわゆるコロナ差別への対応についてです。全国で感染者やその家族、職場での誹謗中傷などの事案が見受けられたことを受けて、人権・男女共同参画担当課と世田谷保健所が協力をして、啓発のチラシを作成いたしました。皆様のお手元にお配りしております。今月、事業所の男女共同参画に関する調査を郵送にて実施するに当たり、区内約2600事業所宛てにこのチラシを同封いたしました。また、このチラシを今後区内の各所にて配

布予定になっています。男女共同参画からの御説明は以上でございます。

事務局 それでは引き続きまして、多文化共生分野について報告をさせていただきます。

まず、(1)区内在住外国人数の推移でございます。こちらに記載しておりますグラフでございますが、昨年1年間と今年11月までの区内在住外国人数を比較したものでございます。今年2月の2万3124人をピークといたしまして減少に転じ、直近の11月1日現在では2万1930人まで減少しているという状況でございます。

こちらに掲載はしてないんですが、在留資格別で見ますと、特に留学の減少が顕著でございます。ピーク時の2月時点と比較しますと、直近の11月、25%程度減少しているという状況でございます。

次に、(2)やさしい日本語を活用した情報発信でございます。前回の審議会でも御報告させていただきましたように、区のホームページのトップにございます「外国人の方へ」のページにおきまして、新型コロナウイルス感染症に関する情報、特別定額給付金に関する情報をやさしい日本語を用いて周知しております。掲載以降の閲覧数の推移をこちらにグラフで掲載しております。新型コロナウイルス関連ページは、特に緊急事態宣言が出されました頃の4月、5月に集中したアクセスがございました。また、特別定額給付金のページは情報が出始めました5月から6月にかけてアクセスが多くございました。引き続き、保健所や都とも連携しながら、外国人に分かりやすいページ更新に努めてまいります。

ページをおめぐりいただきまして、5ページを御覧いただければと思います。(3)外国人からの相談対応でございます。区では、世田谷保健所や関連所管と連携いたしまして、世田谷総合支所でございます外国人相談窓口と、先ほど区長からもお話がございました今年4月に三軒茶屋駅前に開設をいたしましたクロッシングせたがやの2か所にて、外国人からの相談に対応をいたしております。世田谷総合支所外国人相談窓口につきましては、特に特別定額給付金関係の問合せが多く、7月、8月はそれぞれ月100件程度の問合せを受けたとございます。一方、クロッシング世田谷でございますが、受け付けた件数自体はあまり多くはないということがございますけれども、区では行っていないメールでの問合せを数件受け付けたというふうに伺っております。

また、特別定額給付金の給付状況でございますが、具体的な数字は公表しておりませんが、担当課に確認しましたところ、世帯主が外国人の約1万5500世帯のうち、約95%程度

に給付済みという状況とのことでございます。

続きまして、(4)コロナ禍におけるイベントの実施状況でございます。前回の多文化共生推進部会におきましては、コロナ禍においても工夫を凝らしたイベントの実施をというような御意見をいただいたところでございます。今年度やむなく中止とした事業もございりますが、こちらに記載させていただいております3つのイベントにつきましては、感染症対策を講じた上で実施してまいります。

まず、の外国人のための日本語教室でございます。こちらは合計15回の教室を3期に分けて実施しております。第1期につきましては、5月からの募集としておりましたため、準備も整わず中止といたしました。現在実施をしております第2期につきましては、Zoomでのオンライン開催としております。参加者も例年と大きく変わりなく、現在12名の御参加をいただいている状況でございます。初めての試みということで接続の問題など懸念事項もございましたが、特に大きな問題もなく、現状実施できているという状況でございます。

のオンラインせたがや会議でございます。こちらは例年対面で実施しております外国人の方々日本人の方々による意見交換会でございますが、会話が生じるイベントでもございするため、今年度はオンラインでの開催といたしまして現在準備を進めているところでございます。また、意見交換のテーマでございますが、昨年から今年にかけての日本語教育の推進に関する法律の施行、基本的方針の策定という動きを踏まえまして、テーマを日本語支援としております。それに伴いまして、日本人の参加者としましては、日本語支援ボランティアとして実際に活動をされている方々にも御参加いただく予定としております。

のせたがや国際メッセ ～多文化共生と国際貢献を考える講演会でございます。せたがや国際メッセは、例年、団体によるステージ披露ですとか、ブースによる紹介、体験コーナー等、不特定多数の方に御来場いただき、多様な文化に触れていただくというイベントでございましたが、今年度は同様の形式を取ることが困難でございましたため、事前公募式による講演会をメインとした構成といたしまして、区内の国際交流団体や大使館等の紹介は動画やパネルを用いて行う予定としております。講演会の開催に当たりましては、こちらに記載しておりますように、3密の回避、来場者数の制限等、徹底した感染症対策を講じた上で実施してまいります。詳細につきましては、チラシをつけておりますので御参照いただければと思います。

なお、こちらにつきましては、ちょうど昨日から募集を開始しておりますので、もし御来場を御希望いただけるようであれば、事務局まで御連絡をいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。委員の皆様からは、この資料を踏まえつつ、主にコロナにより区の男女共同参画・多文化共生が置かれた状況の変化について、あるいはコロナ対応とともに、今後、区の男女共同参画・多文化共生施策をどう推進していくべきかについての御意見をいただければと思います。

まず、資料についての御質問があればそれをいただいて、御意見も同時に伺っていこうと思うんですが、何か御意見、御質問はございますか。どなたからでも結構です。

副会長 皆さん、こんばんは。私の声、会場に聞こえていますでしょうか。

今、資料の御説明の中で、やさしい日本語を活用した情報発信のデータの御報告をいただいたんですが、外国語による情報発信に関しては、何かデータがあれば御提供いただければと思いました。

会長 まず伺っちゃいましょうか。外国語による情報提供があるのか。

事務局 外国語での情報提供でございますが、区のホームページにつきましては、英語、中国語、ハングルでの自動翻訳機能が備わっております。外国語での情報提供につきましては、その自動翻訳を使用して情報提供しているという状況でございます。

副会長 今に関連して、ホームページのアクセス数などは分かりますか。

事務局 外国語でのアクセス数ということでしょうか。

副会長 そうです。

事務局 すみません。そちらは今、手元に資料がございませんので、後ほど確認いたしまして御報告させていただきます。

副会長 了解しました。

会長 ほか、よろしいでしょうか。では、お願いいたします。

委員 ほかの自治体、ほかの地域でよく聞いておりますのが、やっぱり経済的な困窮、生活がもう立ち行かないという方からの相談に対して、主に社協の生活福祉資金の緊急小口貸付で対応しているという話を聞くんですが、世田谷区では今、緊急小口の貸付の件数とかは区役所では何か把握されていますでしょうか。あるいは、そういう生活困窮者に対して、区内であまり出ていないのか、出ているとして何か対策を講じていらっしゃるのか、情報があればいただきたいです。お願いします。

生活文化政策部長 社会福祉協議会によります生活福祉の小口の資金の貸付ですけれども、今6000件ぐらいありまして、そのうち外国人の方がどのぐらいかという数字は今ちょっと持ってありませんので、それについては改めて確認をさせていただいて、お知らせしたいと思います。リーマンショック当時の大体30倍ぐらいでしょうか、そのぐらいのお申込みがあったというふうに承知をしております。

会長 よろしいでしょうか。

委員 ちょっと今、後半が聞き取りにくかったんですが、外国人の方が何分の1とかいうお話でしたでしょうか。

生活文化政策部長 外国人の方の数字ですけれども、今、手持ちがございませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

委員 了解いたしました。東京都が開設している外国人向けのコロナの相談窓口で、やはり一番件数多いのが経済困窮なんですね。世田谷区はそういうのが本当にないのか、ただ声が届いていないだけなのかというのが、外国人の方もそうですし、シングルマザーの方ですとか、セクシャルマイノリティの方ですとか、やはり生活が脆弱な方が困窮に陥りがちなので、そのあたり本当に世田谷区は大丈夫かなということが気になっております。

会長 分かりました。まだ細かい数字が分かっていないということで、届いていないということではなく、今数字が手元にないということですね。今後確認していただきたいと思います。どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

委員 2つあるんですけれども、1つは、これまでDV被害者で自力で避難してきた方で相談機関につながっていなかった方が、今回の定額給付金について問合せたことで相談につながれたということが書かれているんですけれども、それを考えたときに、DV相談の発信の仕方というのが、暴力に悩んでいませんかという発信の仕方が、多分どこの自治体もそうなのかなと思うんですけれども、逃げてこられた方は今暴力では悩んでいないので、ひょっとしたら発信の仕方を少し工夫する必要があるのかなということを、今回の資料で思いました。中には自分が対象になっていないんじゃないかと思われる方がいるのかなと思いました。それが1つ意見です。

それからもう一つが、DV相談でメールによる相談受付を開始したということなんですけれども、これによって多分今までつながることが難しかった人がつながることができるようになったというか、そのために始めたのかなと思うんですけれども、実際にどんな方

がこれを利用して、受付をした後にどんなふうに対応しているのかということの説明していただけますでしょうか。

会長 ありがとうございます。これは、らぶらすですか。

男女共同参画センターらぶらす館長 まず、1点目の御自分がDVの相談に該当しているかどうかはまだ分からないというのは、らぶらすの相談については、女性のための悩みごと・DV相談というふうにしていますので、どんな御相談でもどうぞということで幅広に取っております。しかし、その半数がDVに関連のある相談というふうな把握をしております。ですから、らぶらすの相談については、配偶者暴力相談支援センターではないので、割とどうなのかしらという方が見えになって、そこで御自分の課題を整理していくという役割を果たしているのではないかと思います。

それからメール相談ですが、やはり様々な悩みごと・DV相談なので、DVだけではないんですね。なので、起業の相談に関してのことですとか、それから隣の息子さんが母親に怒号を浴びせているとかということとか、それから、自分の義理の父からの性暴力の御相談があったりしています。それでお答えするのに、やはり端的な文章で間違いのないようにお答えしていかなければならないと思っておりますので、相談員1人が返すのではなく、相談室の中でそのケースについてどういうふうな返し方をしたらいいのかということをして1度検討して、そして決裁すると言ったらおかしいですけども、相談室としてこれで答えますということをしています。

それで、メールですから詳しいところのやり取りまでできないので、基本的には1回のやり取りをして、その後は、さらに必要な場合には電話相談につなげる、そしてさらに面接相談につなげるという流れを取っております。

会長 ほかの方、いかがでしょうか。御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

委員 御説明ありがとうございます。私は、外国人からの相談対応のところでお伺いしたいと思います。コロナ禍でなかなか対面での相談なども難しく、また私のところでは通訳を現地に派遣できないという問題が出ていまして、遠隔通訳を普及させようと思っております。世田谷区では、対面相談以外の工夫、例えばオンラインを使った手段ですとか、遠隔での通訳ですとか、翻訳機の利用など、何か工夫をされていますでしょうか。よろしく申し上げます。

事務局 現在の取組ですけれども、先ほど申し上げましたように、今年4月からクロッ

シングセタがやが開設したということがございまして、これまでメールでの問合せには対応できていなかったんですが、クロッシングセタがやが開設したことによって、今初めてメールでの問合せに対応できているという状況でございます。それ以外の翻訳機ですとか、タブレット等の活用に関しましては、現時点ではございませんが、ただ、そういったところが今後必要であるということは重々認識しておりますので、今関係所管とも調整して、導入に向けて検討しているところでございます。

委員 御説明ありがとうございます。

委員 外国人のための日本語教室が、コロナ禍によりオンラインで実施されているという御説明をいただきましたが、実際には対面での指導と比べていろいろ問題点もありそうな気もいたします。そこで、そういった声は教室を運営されている方から何か届いていますでしょうか。

事務局 当初オンラインで開催するにあたりましては、特に発音の問題ですとか、そういったところがオンラインによってどうなるのかなという懸念はあったんですけども、ただ実際に開催してみますと、そういったところについての御意見等もなく、現時点ではうまくいっているのかなというふうに考えております。特に委託している事業者等からも、今回のオンラインでの実施に伴っての不安というのは伺っていないという状況でございます。

委員 そうしますと、今後もしばらくの間は引き続きオンラインで実施していくと考えてよろしいでしょうか。

事務局 そうですね。今年度は第3期がまた1月から始まりますけれども、当面第3期につきましてはオンラインでの開催を予定しております。来年度につきましてはまた状況等にもよりますので、それはその際に検討していくという状況でございます。

委員 ありがとうございます。

会長 どうもありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

委員 コロナ禍になってコロナにおける困窮というところにフォーカスをして、ギアチェンジしていただいたのは本当にありがとうございます。

意見を2つほど。DV被害のところですけども、私の友人も区外に避難していくという人がすごく多いので、ここを見逃さずに対策を打っていただいたのはありがとうございます。先ほどの御意見もそのとおりだなと思いましたが、私が多分被害に遭っていたとしたら、まず情報検索をすると思うんですね。そのキーワードが何かとか、そういう

ところに耳を澄ませていくと、なかなか自分から行けない人のお悩みとかも見えてくるかなと思いました。

それから、外国の方に本当に行き届いているのかどうかちょっと分からないなという感想を持っています。今、英語のほかに韓国語、中国語の御対応をされているということですが、世界にすごくマルチな多言語が本当にたくさんあって、そういうものに精通している人たちをもう少し身近に、クロッシングセンターとかに集めていただくとか、そういうことをしたほうがよろしいのではないかなという気もいたしました。

会長 どうもありがとうございました。先ほど3か国語ぐらい対応されているということですが、今はDVに限ってということではなく、全体でいいんですか。相談、DVも含めて情報提供をもう少し広い言語で行わなければいけないのではないかという御意見かと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

事務局 事務局より、相談にたどり着く際の経路について、らぶらすにおける女性のための悩みごと・DVの場合について報告をさせていただきます。

昨年1年間の相談が電話だけで674件ありましたが、そこにたどり着いたきっかけを相談員さんが聞き取ったところ、らぶらすのホームページやツイッター、フェイスブック等から電話をしましたというのが全体の3割に達しています。逆にチラシは6%、世田谷区の区報を見てらぶらすの相談にかけたというのは2%ということで、SNS、ホームページ経由でたどり着く方が多くなってきております。ひとまず情報提供させていただきます。

事務局 先ほどお話をいただきました言語の件ですが、確かに今、外国籍の方々の国籍も非常に多様化しているという状況で、これまで同様に英語、中国語、ハングルだけの対応でなく、出入国在留管理庁が平成30年12月に示した外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の中では、11言語に対応していくことがうたわれておりますので、それくらいの言語数に対応していく必要があると考えております。

あともう1点、先ほど私の説明の中で、遠隔通訳等について、現時点で行っていないというふうに報告をいたしましたが、現在、各総合支所、出張所・まちづくりセンターにおいて、英語、中国語、ハングルに対応したトリオフォンという電話を使った三者通訳を行っております。訂正させていただきます。

会長 どうもありがとうございました。今のことに关しましても、ほかのことも結構です。あと2分ほど余裕がございます。御意見がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。大体予定の時刻になっているんですが、どうしても御意見ということであれば。一生懸命見渡しても手が挙がっていないという認識でよろしいでしょうか。

では、いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。次第の3その他ということでございます。本日の内容に関しまして、あるいはその他のことでも結構ですが、御意見がありましたらお願いいたします。また、ほかに情報提供などありましたら、それもお願いいたします。いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

委員 前回、多文化共生部会だったと思うんですが、災害時対応で、コロナに関して3密を回避するということで、在宅の避難ですとか、避難所にあまり集まらないような計画が進んでいるんじゃないかなという話をお聞きしたんですけれども、この間、私も外国人の方が参加する避難所運営訓練とかを何度かやっているんですけれども、情報がちゃんと伝わっていないことによる不安ですとか、ふだんからレストランで外国人は入っちゃ駄目と言われたりするので、避難所も入れてくれないんじゃないかという不安感が外国人の方の間に蔓延していたり、あるいは入口でアルコール消毒してくれと言われるんだけれども、イスラムの方はアルコール消毒が駄目なので、その場合、入れるか入れないかみたいなルールが決まっていなかったり、正解としてはアルコール以外の消毒剤を用意しておくということなのかなと思いますけれども、災害対応がコロナでいろいろ変化していく中で、外国人の方ですとか、いわゆる社会的少数者の方が不安な思いをしているんじゃないかと。そこを改めてまた全体、審議会等で議論していただければと思っております。

会長 どうもありがとうございました。アルコール消毒も駄目なんですね。それは知らなかった。情報提供、ありがとうございました。

事務局 事務局から2点、パネル展示の御報告をさせていただきます。11月5日というのは、パートナーシップ宣誓が開始されてちょうど5年の節目に当たる日でございます。区と区内で活動しています当事者の皆さんの団体、世田谷DPRとの共催という形で、10月31日から先週の金曜日、11月13日まで、区役所の第3庁舎1階、くみん窓口の待ち合わせスペース、戸籍や住民票を取りに来られた方が順番を待つときのスペースの壁面を利用して、パネル展示を実施いたしました。宣誓の制度や、今広がってきている自治体の数の御紹介等と併せて、区内で生活する同性カップルの方、18組の写真を展示しまして、たくさんの方に見ていただくことができました。アンケートも頂戴しておりまして、ぜひほかの場所でもできないかというようなお声もいただいているところでございます。

また、11月12日から25日は、内閣府が定めました「女性に対する暴力をなくす運動」の期間でございます。11月11日から20日まで、今週の金曜日まででございますが、同じく区役所の第2庁舎1階のロビーで、女性に対する暴力の防止についての展示を行っております。

展示内容につきましては、男女共同参画センターらぶらすが企画内容を調整くださいます。先ほどおっしゃられたような相談に向けてのキーワード、「結婚したときはこんなことになるなんて」とか、「私に経済力があれば我慢しなくて済むのに」とか、「これって暴力?」とか、SNSのハッシュタグにひっかかりそうな言葉、「モラハラ」なども散りばめた展示にしております。あわせて、内閣府のテーマは、今年は「性暴力を、なくそう」ですので、その展示をするとともに、今年4月に開設しました世田谷区児童相談所からの「面前DVは子どもへの心理的虐待です」という内容も織り込み、今メディアに出ていますAKB48出身の川栄李奈さんの大きなポスターも飾って、たくさんの方にひっかかるようにという展示を、らぶらすと調整して今実施しているところです。今週の金曜日までです。

以上お知らせいたします。

会長 どうもありがとうございました。

区長 先ほど質問がございましたよね。生活支援だとか、住居確保支援金だとか、今ちょっと担当の方に問い合わせたところ、支援担当がついてずっと寄り添っていくという形を取っているケースもあり、また住居確保支援金を受けている方は相当数いるということ。それから、生活状態が苦しくて子どもの食のフードパントリーつないだ外国人家族も数組いますということで、とりあえず今分かるところはそのくらいで、これから外国人支援ともつながっていかねばというものが、社会福祉協議会のぶらっとホーム世田谷からの回答でした。

生活文化政策部長 私からも、先ほどイスラムの方はアルコールの消毒ができないとかいう御指摘もいただいたところなんですけれども、多文化共生のほうは今プランの改定の予定がございませんけれども、今年9月に、山脇委員、それから田村委員も御出席の国の研究会で、地域における多文化共生推進プランの改定ということで御提案を頂戴しておりますので、この点を踏まえながら、今後災害時の対策、それからコロナ禍での生活支援ということについて、施策の中で具体的な検討を進め、取組をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。すぐ答えていただきまして、ありがとうございました。

委員 ありがとうございました。

会長 ほかはいかがでしょうか。その他ということで、どなたでも。

委員 先ほどパートナーシップの展示、あれはとてもよかったと思います。場所も、皆さんが順番を待つ場所、あそこは皆さんが座っている前になっていて、よかったなと思いました。また、続けて写真と言葉を、あそのパネルがもっと増えたらいいなと本当にそう思いました。世田谷の区民の中に、あのパーセンテージで数えてみたら、もうこれだけの方がいらっしゃるということが分かるんですね。ですから、一人でも多くの方に知る機会をぜひつくって行って、私たちもPRしなければいけないと思いました。

そして、知ってもらおうということに関連して、今、区長から社協のお話がありました。社協で対応している窓口へ来る方々が、もう御飯を食べていないと。それでフードバンクのほうへつなげるということもありました。つなげるまでもないんだけど、とにかく何かを持って帰ってもらいたいということで、少しでもお家にあるものを集めて渡したいんだということで、地域へ呼びかけがありました。これは玉川でございましたけれども、集めてお渡しをするということをしました。これで本当に困窮している度合いが、こういうことなんだということを知りましたし、やはりそういうきっかけ、共有するということの大切さがあると思いますので、悲しいことですが、そのきっかけに十分なつた。でも、どんなことにせよ、とにかくみんなで共有をして、分かり合うということが、互いに認め合っということにつながるのではないかなと思いましたので、ちょっと御紹介まで。

会長 どうもありがとうございました。時間が過ぎておりますので、この辺で打ち切らなければならないんですが、どうしてもという方はほかにいらっしゃいませんか。

ということで、無事、議事のほうを終了させていただきます。この後の進行は事務局にお戻ししたいと思います。

人権・男女共同参画担当課長 皆様、限られた時間の中で、大変ありがとうございました。今回、オンラインと対面という形で、うまくいくかなとこちらも準備しながらどきどきしてございましたけれども、とてもスムーズに進行することができました。ありがとうございました。御意見をたくさんいただきましたが、さらに、ぜひ御意見をメールなどでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、この後、第3回の男女共同参画推進部会を開催いたします。男女共同参画推進部会の委員の皆様は、引き続きこの場でよろしく願いいたします。

この審議会は、先ほど説明をいたしましたが、来年6月を予定しております。また時期が近づきましたら御連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、第2回世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

午後7時8分閉会